

関市国民健康保険

津保川診療所・上之保出張診療所の診療日をお知らせします

4月2日より、新しく津保川診療所(富之保)が開設されました。また、上之保診療所は、名称が「上之保出張診療所」に変更となり、公益社団法人地域医療振興協会が、それぞれの診療所を運営します。

照会先 国保年金課 ☎23-6729

<診療日程> (平成24年4月~平成24年9月)

診療所	午前診療	月	火	水	木	金	土	日
	午後診療							
津保川診療所	午前	○	○	○	○	○	休診	休診
	午後	○	○	○	○	○		
上之保出張診療所	午前	休診	○	○	休診	○	休診	休診
	午後	○	○	○	○	休診		

<診療時間>

午前診療 9:00 ~ 12:00(受付: 8:30 ~ 11:30)

午後診療 15:00 ~ 17:00(受付: 14:30 ~ 16:30)

※上之保診療所で実施していましたが、岐阜大学・小児科医による診療は、津保川診療所で行います。

診療時間はこれまでどおり、月曜9:00~12:00 / 木曜14:00~17:00です。

国民年金 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。

※平成24年度の所得基準(申請者本人のみ)

118万円+扶養親族等の数×
38万円+社会保険料控除等

学生納付特例の承認期間は4月から翌年の3月までです。この申請は**毎年度必要**です。忘れず申請をしてください。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。
※在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、大学などの窓口で手続きができます。

【手続きに必要な添付書類】

●必ず必要 ○場合により必要

●国民年金手帳

●学生などであることを証明する書類

在学証明書または学生証の写しを添付してください。ただし、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(修業年限が1年以上である課程に限る)については、修業年限が1年以上の課程に在学しているこ

とを証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は不要)を添付してください。
○前年所得の状況を明らかにすることができる書類

課税所得がある方で、1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合は、関市で前年(前々年)の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けてください。
※1~3月に申請する場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所が基準となります。

○退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類

通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査が行われます。

※雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

【追納をお勧めします】

学生納付特例期間については、10年以内(例えば、平成24年4月分は平成34年4月末まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

照会先

国保年金課年金係

☎23-6724、☎23-6725

美濃加茂年金事務所

☎0574-8181